

佐賀県災害時緊急対応業務実施マニュアル (佐賀県版災害時BCP)

策定の根拠

【佐賀県地域防災計画】

・ 県及び市町は、(中略)災害時の業務継続計画(BCP)の策定に努める。

ポイント

地域防災計画の実効性を高めるためのマニュアル

- ・ 災害時に発生する業務 (職員の安否確認等、体制確保のための業務を含む。) を全庁的に整理
- ・ 職員の行動を5W1H(誰が・なぜ・何(どの業務)を・いつ・どこで・どのように)で整理
- ・ 必要な資源(職員・庁舎等)を洗い出し、資源が使用できない場合の対応についても検討
- ・ 登庁の要件など災害初動期に必要な情報を、職員がスマートフォンや携帯電話に保存して平時から持ち 出せるようにするなど、使いやすさに配慮

今後の取組

- ・ 職員に対する研修や訓練の実施
- ・ 毎年度継続的に、マニュアルの内容を確認・修正
- ・市町や防災関係機関等の取組を支援



佐賀県版災害時BCPの概要(構成)

第1章 マニュアルの目的等

第2章 実施すべき業務(各所属の対応)

- 1 体制確立のための初動業務
- 2 各所属の災害時緊急対応業務

第3章 職員及び資源の確保(全庁的に調整・対応)

- 1 職員の確保
- 2 業務資源の確保

第4章 マニュアルの浸透・改善等

- 1 教育·訓練
- 2 点検·改善



佐賀県版災害時BCPの概要(第1章)

第1章 マニュアルの目的等

1. 目的

- ・大規模な自然災害が発生して県自身が被災し、職員や資源が限られる状況下にあっても、佐賀県地域防災計画に定める業務等を適切に実施することができるよう、 業務の実施手順や資源の確保方法等を規定。
- ・ 県で一番大きな被害が生じる地震災害を想定して対応を定めるが、風水害をはじめとした他の自然災害や、国民保護法に定める緊急対処事態等の他の危機事象等(新型インフルエンザ等の感染症を除く。)にも適宜応用。

2. 対象とする機関

・知事部局の本庁各所属及び現地機関(各種委員会等においては、自らの判断により、同様に適用することができる。)



佐賀県版災害時BCPの概要(第2章)

第2章 実施すべき業務(各所属の対応)

- 1. 体制確立のための初動業務
 - (1)登庁が必要な場合(勤務時間外等)の対応
 - ① 自主登庁の原則
 - ・職員が自主的に登庁すべき要件を規定。
 - ・ <u>災害時に</u>所属長等と<u>連絡を取る際の基本ルール</u>(輻輳を避けるため基本は メールを活用し、電話の利用は極力避けるなど)を規定。
 - ② 登庁時の留意事項
 - ・ 自己及び家族等の安全を確保し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら 登庁するなど、登庁時に留意すべき事項を列記。
 - ③ 自宅待機の要件
 - ・「職員の家族等が死亡」、「家族等が負傷し、治療または入院の必要がある」 など自宅待機(直ちに登庁しなくてもよい場合)の要件を列記。



佐賀県版災害時BCPの概要(第2章)

- (2) 体制確保のための業務
- ① 来庁者・職員の安全確保、救護等
 - ・ 来庁者、職員等の安全確保や、被災者の一時受入の対応方法などを規定。
- ② 対応可能職員の把握等
 - ・ 職員やその家族の安否確認、登庁状況の確認方法などを規定。
- ③ 執務室等の被災状況の把握
 - ・ 執務室や共通的資源(固定電話、業務用パソコン、複合機)の<u>被災状況の把</u> 握や担当所属への情報集約の方法などを規定。

2. 各所属の災害時緊急対応業務

・災害時対応業務

(地域防災計画に記載された災害応急対策業務、その他災害時に発生が予想される業務)

・ 災害時にも継続が必要な平常業務(特A業務、A業務)

(縮小・延期することで県民の生命・身体・財産に重大な影響を及ぼすおそれがある業務)



佐賀県版災害時BCPの概要(第3章・第4章)

第3章 職員及び資源の確保(全庁的に調整・対応)

1. 職員の確保

- ・ 職員の実際の過不足状況の把握の方法や、不足する場合の代替要員の確保 方法などを規定。
- ・食料や飲料水の確保など職員の後方支援体制を規定。

2. 業務資源の確保

・ 業務の実施に必要な資源のうち、全庁的に確保対策を講じるべき共通的資源に ついて、不足状況の把握、確保のための方法を規定。

【共通的資源の種類】

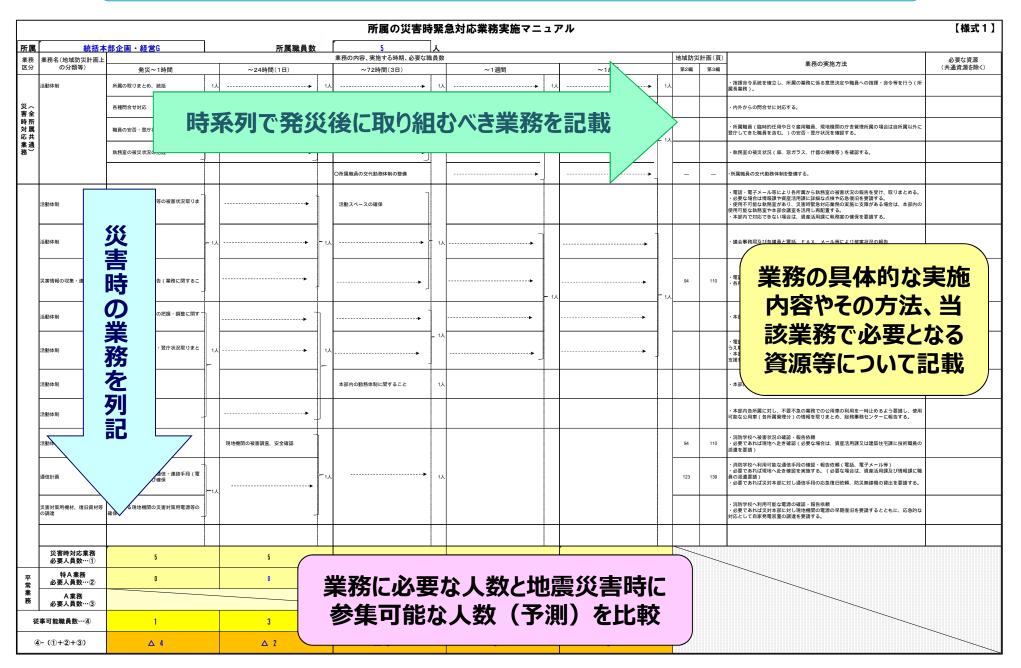
庁舎、活動スペース、電力、上下水道、情報通信、備品等、車両、現金の支出

第4章 マニュアルの浸透・改善等

・ 研修や訓練、訓練の結果等を踏まえた継続的な改善の取組について規定。



別添 各所属の災害時緊急対応業務実施マニュアル (イメージ)





災害時緊急対応業務の例

【災害対応業務】

- 各所属からの被害報告取りまとめ【各部局主管課等】
- ・ 災害対策本部長・副本部長(防災監)の秘書 【秘書課】
- ・ 災害対策本部の設置と体制の確立 【消防防災課】
- ・ 県民への情報提供(地震に関する情報、避難の必要の有無等) 【広報広聴課】
- ・ 通信・連絡手段(ネットワーク)の確認及び確保 【情報課】
- 災害ボランティアセンター活動の後方支援 【県民協働課】
- · 義援金受付窓口設置 【福祉課】
- 医療救護班(DMAT含む)の編成、派遣【医務課】
- ・ 物資の配送に係る総合調整 【農政企画課】
- 農作物、関係施設の被害調査 【農産課】
- ・ 緊急輸送に係る総合調整 【新幹線・地域交通課】
- ・ 庁舎の被害調査、安全性確認 【資産活用課】
- ・ 災害対応職員の動員、調整 【人事課】
- ・ 災害対策用車両(公用車)の確保 【総務事務センター】 など

【災害時にも継続が必要な平常業務】

- ・ 副知事(防災担当以外)の随行秘書業務、スケジュール管理 【秘書課】
- ・ 電子県庁システム (職員ポータル) の運用・管理 【情報課】
- ・ 県HPの全体管理に関すること (緊急度が高いもの) 【広報広聴課】
- ・ 児童福祉施設入所児童の指導 【総合福祉センター】
- ・ 施設入所者の生活支援 【九千部学園】

など